

流通業務市街地の整備に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務効率化基盤整備事業の事業計画の認定、同計画の変更の認定
- 手続根拠 : 流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2、第47条の3
- 手続対象者 : 事業計画の認定を受けようとする者、同計画を変更しようとする者
- 提出時期 : 事業計画の認定を受けようとするとき、同計画を変更しようとするとき
- 提出方法 : 流通業務効率化基盤整備事業計画認定申請書を作成し、各地方自治体へ提出して下さい。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 事業計画。部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 各地方自治体
- 受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先に同じ。

3. 手続情報

- 審査基準 : 流通業務市街地の整備に関する法律第47条の2第4項、第47条の3第3項
- 標準処理期間 : 2ヶ月
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)